

2021 人事院勧告・報告等に対する日高教声明

人事院は、8月10日、国会と内閣に対して、「月例給据え置き」「一時金0.15月分引下げ」「長時間勤務の是正」「男性職員の育児休業取得の促進」「不妊治療のための特別休暇の新設」「非常勤職員の休暇制度改善」などを柱とする勧告並びに意見の申出を行った。今次勧告では、月例給は据え置きとなったものの、前年(△0.05月)に続く一時金引下げであり、経済状況で比較されることの多いリーマンショックによる景気低迷の影響を受けた2009年(△0.35月)及び2010年(△0.2月)と同様に、2年連続の引下げとなった。

われわれ日高教は、公務員連絡会に結集するなか、月例給については「水準の維持を最低とすること」、一時金については「職員の生活を守るために必要な支給月数を確保すること」を求め、コロナ禍においてもWeb署名行動「ネットシグネ」等に取り組んできた。今回の勧告について、月例給については民間実勢の反映であるとともに交渉・協議の結果として受け止めるが、一時金については民間賞与の客観的な支給実態に基づくものではあるが、新型コロナウイルスの感染拡大に対し国民の命と暮らしを守るため職務に奮闘している職員の努力に鑑みると、支給月数の引下げは残念である。また、引下げ分を期末手当から差し引くことについては、育児休業中の職員に対する配慮がなく、特に育児休業制度を改正し、男性職員の取得を促進しようとするなか、適切とは言えない。

公務員の長時間勤務の是正については、長時間の超過勤務を行う職員について、医師による面接指導等の徹底や人員配置・業務分担の見直し等を通じて超過勤務を必要最小限のものとするよう指導していくとしている。しかし、働き方改革が停滞している現状から、超過勤務時間の縮減につながる根本的な方策が必要と言える。育児休業制度の改正や不妊治療休暇の新設、非常勤職員の制度改善については、日高教が求めてきたものであり現場の声が形となったことは評価できる。今後も、実情を踏まえたさらなる改善を求めるとともに、休暇等を取得しやすい職場環境整備についても引き続き求めていく必要がある。

あわせて、教育公務員を含む地方公務員についての各人事委員会勧告等に向けて、国と地方の違いや勤務実態、教職員の勤務の特殊性に応じた勧告となるよう取り組みを強化していく。特に教職員の働き方改革については、一部の自治体では先行的な対応が見受けられる一方、客観的な在校等時間の把握すら行われていない自治体もあることから、抜本的な改善には未だ程遠く、時間外勤務が着実に縮減されるよう文部科学省をはじめ関係府省及び政党等に求める。加えて、全国人事委員会連合会に対し、賃金センサスにおける高校教員の賃金実態の精確な反映とともに、すべての学校関係職員の給与の水準確保、給与等の地域間格差による人材確保の懸念解消、さらには、学校現場における業務の改善に向けた実効性ある取り組みを、各人事委員会の勧告等において人事管理上の課題として言及させるとともに、その実現に向けた対応を強く求める。

日高教は、高校・中等教育学校及び特別支援学校教職員が組織する団体として、その専門性に立脚した給与体系の実現に鋭意取り組んできた。引き続き、公務労協に結集する全国の仲間及び各単組とともに、長時間労働の是正及び主体的な人事委員会勧告の実現に向けて、取り組みを強化していく。

2021年8月10日

日本高等学校教職員組合